

令和6年度 第2回学校法人会計基準の在り方に関する検討会 議事次第

日 時： 令和7年2月18日（火）
14:00～16:00
会 場： 文 部 科 学 省 14 階
高 等 教 育 局 会 議 室

1 開 会

2 議 事

【審議事項】

学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について

【報告事項】

学校法人会計基準に関する今後の検討課題について

【その他】

3 閉 会

〈配付資料〉

- 資料1 学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について（案）
- 資料2 【概要】セグメント情報における配分基準
- 資料3 学校法人会計基準に関する今後の検討課題について

参考資料1 各私立学校関係団体へのヒアリング 概要

学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ

はじめに

本資料は下記の前提で取りまとめている。

1. 報告の対象はセグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。以下同じ。）情報における配分基準（以下「新配分基準」という。）に限定している。ただし、検討に当たり、学校法人会計基準上、考慮が必要な点についても言及している。
2. 学校法人会計基準に関する通知及びその実務指針やQ&A等に盛り込むべき事項を抽出整理したものであり、通知等で文書化されることを想定している。
3. 本資料は下記の構成としている。なお、新配分基準は各部門の経済の実態をより適切に表すべきものであり、一律に定めるのではなく、各学校法人が、その実態・実情に応じて適切な配分基準を定めてセグメント情報を作成し説明責任を果たすというアプローチを採用すべきという考え方にに基づき記述している。

I. 総論

1. 「セグメント情報」
2. セグメント区分等
3. 新配分基準の準備期間

II. 各論

1. 収入項目及び支出項目（共通経費と人件費）に関する配分基準
2. 附属病院の取扱い

III. 注記の記載例

4. 新配分基準の検討の前提となる「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日学校法人会計基準の在り方に関する検討会）及び「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）の内容は、参考として四角囲いで引用記載している。

I. 総論

1. 「セグメント情報」とは

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(抜粋)

(11 ページ)

第3 新学校法人会計基準の内容等

1. 計算書類・附属明細書の体系について(参考資料1)

(2) 内訳表について

- 現行の内訳表のうち資金収支内訳表は「国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること」を主たる目的として作成されており、「学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため予算単位ごとに行う部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するものではない」とされており、経常費補助金算定の基礎という性質が強い書類である。
- また、資金収支内訳表の部門別の計上方法については、文部科学省通知で定められているが、詳細なルールは定められておらず、人件費については、経常費補助金算定上の必要から、按分等を行わず、発令の内容や主たる勤務部門により計上することを求めている。事業活動収支内訳表及び人件費支出内訳表も資金収支内訳表の処理に準じて行うこととされることから、いずれの書類も必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないと考えられる。
- このため、内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、改正私立学校法に基づく計算書類からは除き、部門別の情報として、後述する「セグメント情報」を表示するものとする。

(19 ページ)

3. 注記事項の充実について(参考資料2 様式5)

(2) セグメント情報の在り方について

ア 概要と視点

- 学校法人等は、多様なステークホルダーへの情報開示により透明性の確保が求められている。また、急速な少子化に伴う18歳人口の減少等、社会状況の変化により、高等教育機関を中心に、大学を始めとする学校種別の状況に対する社会的関心も高まっていることも踏まえると、学校法人全体の経営状況に加えて、各学校の個別の部門に関する情報開示の必要性も考慮する必要がある。

【通知等で周知すべき事項】

(1) セグメント情報の位置付け

学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)による改正後の学校法人会計基準(以下「新学校法人会計基準」という。)において計算書類に注記することが求められるセグメント情報は、開示を前提とした計算書類の注記として開示目的の財務報告の一部をなすものである。新配分基準は、開示目的の財務報告に相応しい基準でなければならない。

<参考>

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針 Q39-1 A1

セグメント情報は、基本的な財務諸表では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである。

<参考>資金収支内訳表とセグメント情報について

	資金収支内訳表	セグメント情報
作成の根拠法	私立学校振興助成法	私立学校法
主な目的	所轄庁による補助金の適正配分	ステークホルダーへの情報開示
教育研究の実態との整合	補助金の配分に即した部門ごとの実態を表す	経済の実態をより適切に表すことが求められる

(2) セグメント情報の開示の目的

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」は、「社会状況の変化により、高等教育機関を中心に、大学を始めとする学校種別の状況に対する社会的関心も高まっていることも踏まえると、学校法人全体の経営状況に加えて、各学校の個別の部門に関する情報開示の必要性も考慮する必要がある」ことから、セグメント情報の開示が必要であるとした。

(3) 本ワーキンググループにおける新配分基準の検討

現行の内訳表（資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表をいう。以下同じ。）の部門間共通収支については、「資金収支内訳表について」（昭和 47 年 4 月 26 日文管振第 93 号 文部省管理局長通知）及び「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」に基づき配分されていることを踏まえると、内訳表は、概ね各部門の経済の実態を表していると考えられる。したがって、本ワーキンググループでは、新配分基準について、内訳表を作成する際に用いられている配分基準を元に、経済の実態をより適切に表すものとなるよう検討した。

なお、教職員の人件費については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」において、各部門、学部・学科等のいずれの教職員として発令されているかにより、特定の部門に計上することとされているため、必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもあると考えられる。このため、本ワーキンググループでは、教職員の人件費については、勤務実態を反映した配分基準となるよう検討した。

新配分基準は、ステークホルダーへの情報開示という目的や学校法人の事務負担、多種多様な学校法人の状況等に鑑み、過度に精緻な方法を追求するのではなく、一定の勤務実態を反映するとともに客観性や検証可能性等の会計情報としての合理性を備えているものであれば適切であるとする。

2. セグメント区分等

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(抜粋)

(21 ページ)

ウ セグメント区分方法の考え方と具体的な内容

○ 具体的なセグメントについては、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。

- ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
- ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
- ③ 病院
- ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）(52 ページ)

<参考資料 3 >

科目 \ 部門	(何) 大学	(何) 短期大学	(何) 高等専門学校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【通知等で周知すべき事項】

(1) 「病院」の定義

セグメント区分「病院」には、診療所を含む。ただし、診療所のうち、主に学生の健康管理や教職員の福利厚生等のために設置しているものについては、セグメント区分「病院」として配分することを求めない。

なお、病院のうち附属病院（医学部・歯学部の教育研究に必要な施設として置く病院をいう。以下同じ。）の取扱いについては、10 頁に記載のとおりである。

(2) 「学校法人部門」の定義等

セグメント区分「その他」に含まれる「学校法人部門」の業務については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」において示されているが、社会状況の変化を踏まえた適切な文言に見直し、以下のとおりとすることが必要である。また、セグメント区分「その他」に含まれるものが「学校法人部門」のみの場合、セグメント区分の名称を「学校法人部門」とすることができるものとする。

- ア 理事会及び評議員会等の運営に関すること
- イ 役員等の活動全般に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
- エ 法人主催の事業及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定及び管理に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接関わる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

なお、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」において、セグメント区分「その他」に含まれるものとして提案された「学校法人共通」に係る収支については、各部門に配分する、又は以上の「ケ」に該当する収支として「学校法人部門」に配分することが実務上適切と考えられるため、これを設けないこととする。

(3) 積極的なセグメント情報の開示

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」が示すセグメント区分は、各学校法人が共通に開示すべきものであるが、例えば、セグメント区分「その他」に含まれる部門等の一部を独立したセグメント区分として設定することや、大学、短期大学及び高等専門学校以外の学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校）についても独立したセグメント区分として設定することなど、各学校法人の創意工夫によりセグメント区分を追加し、セグメント情報を積極的に開示することが望まれる。

<参考> 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（抜粋）

- 学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、上記①～④に加えて、詳細なセグメントを設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメントを積極的に開示することが望まれる。

<参考> 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（令和5年4月13日最終改訂）Q39-1. A5

「一定のセグメント情報」に加えて、その他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解34第1項の「国立大学法人等は、…企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。

(4) セグメント情報の合計欄

セグメント情報は、あくまでも事業活動収支計算書の補足的情報としての位置付けであるため、セグメント情報の表の右端に合計欄を設け、事業活動収支計算書との関連を明確にすることとする。

(5) 配分基準の選択

配分基準の選択に当たっては、計算がいたずらに複雑とならないよう留意することが必要である。また、特別の理由がない限り、毎年度継続して同一方法により配分するものとする。

3. 新配分基準の準備期間

新配分基準の適用に向けての準備期間については、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」において以下のとおり記載している。

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(抜粋)

(34 ページ)

6. 施行時期

○・・・セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な対応を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、文部科学省より通知を发出するものとする。

(22 ページ)

3. 注記事項の充実について

(2) セグメント情報の在り方について (参考資料 3)

エ 測定方法 (配分基準)

○・・・原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、事務負担への配慮から、学校法人等の判断で例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとした。また、採用した配分基準については注記に記載する。

(23 ページ)

オ 当分の間の取扱い

○・・・例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も採用することができることについては、現行の「資金収支内訳表の配分基準」が補助金配分の公平性確保の観点から定められており、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えないことから、一定期間に限るべきではないかとの意見があった。これを踏まえ、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する。

【通知等で周知すべき事項】

(1) 新配分基準の適用時期等について (参考資料 1)

新配分基準は、令和 9 年度からの一斉適用とする。ただし、令和 9 年度からの一斉適用前であっても、各学校法人が新配分基準を早期適用することを妨げるものではない。

また、セグメント区分については、令和 9 年度からは「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」が示したセグメント区分とするが、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までは、報告書が示したとおり、より集約したセグメント区分とすることも可能とする。

II. 各論

1. 収入項目及び支出項目（共通経費と人件費）に関する配分基準

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」においては、収入及び支出は以下のとおり各部門に計上することとしている。

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（抜粋）

(別紙) 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

A 資金収支内訳表について

1. 各部門への計上及び配分

- (1) 特定の部門（学部・学科等に細分される場合は、当該部門の学部・学科等とする。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該部門、学部・学科等へ直接計上する。
- (2) (略) 2以上の部門に共通する各学部間又は各学科間等に共通する収入額及び支出額については「部門共通」の欄を設け、各科目ごとにその金額を計上する。
- (3) 1の(2)により計上した共通の欄の金額は、(略) 各科目ごとに配分するものとする。その配分は、当分の間原則として当該関係部門、学部・学科等における在学者数、教（職）員数、使用時間又は使用面積等（以下「在学者数等」という。）妥当と考えられるものの比率による。

上記の各部門への計上及び配分の考え方は、新学校法人会計基準においても、その妥当性は変わらないと考えられる。一方、複数のセグメントで共通の収入項目や支出項目が生じる場合は、以下の点に留意することが必要である。

【通知等で周知すべき事項】

(1) 配分計算の単位

配分計算の単位は画一的に定められるものではなく、合理的な範囲で各学校法人が選択するものとするのが適当である。

(例) 共通経費：施設別、費目別、グルーピング等

人件費：個人別、グルーピング（部署別、役職別等）等

(2) 収入項目の配分

寄付金、経常費等補助金、付随事業収入その他の収入項目については、受取理由、使途等を勘案して配分する（「共通収支の配分基準の例」（9頁）を参照）。

(3) 支出項目の配分

①共通経費

特定のセグメント区分に帰属させるべきケースにおいては、各学校法人が、運営実態に基づき、合理的な配分基準を設定して配分する（「共通収支の配分基準の例」（9頁）を参照）。

②人件費

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」においては、人件費は以下のとおり各部門に計上することとしている。

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」(抜粋)

(別紙) 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

A 資金収支内訳表について

2. 人件費支出の取扱い

(1) 教(職)員人件費支出

- ・各部門、学部・学科等のいずれの教(職)員として発令されているかにより計上。
- ・発令の内容によりいずれの部門、学部・学科等の教(職)員であるか明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上。

(2) 「学校法人」部門の職員人件費支出

- ・上記(1)の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者のうち主として、学校法人部門の業務に従事する職員についてのみ「学校法人」部門に計上。
- ・その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門に計上。

(3) 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出

- ・上記(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部計上し、その他の教員の人件費支出を附属病院に計上。

複数セグメントの業務を兼務する教職員の人件費について、現行の「発令基準」(「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」における、教職員の人件費を計上する部門を、各部門、学部・学科等のいずれの教職員として発令されているかにより特定する取扱いをいう。以下同じ。)に基づき処理した場合、必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもあると考えられる。そのようなケースにおいては、発令基準に比して「経済の実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準に基づき配分することが適当である。具体的には、各セグメント区分の業務の範囲を定義した上で、業務に従事する時間や兼務割合など勤務実態を反映した基準に基づき配分することが適当である。

勤務実態の把握方法については、各学校法人が自らの責任において、過年度や過去の一定期間の実績値を用いるなど合理的に説明できる方法を決定し、当該方法により把握したデータを用いて案分比を設定するものとする。ただし、以下の例のように、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合においては、その限りではない。

(例1) 教職員が役員を兼務する場合

セグメント区分「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント区分「学校法人部門」の役員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上する。

(例2) 大学と短期大学を兼務する場合

セグメント区分「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント区分「短期大学」の教職員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上する。

(資料1)

○共通収支の配分基準の例

共通収支（複数のセグメント区分に共通する収入及び支出をいう。）の配分基準の例は以下のとおり。

収入項目	大科目	小科目	備考	共通収支の配分基準の例				
				在籍者数	部門数			
収入項目	寄付金		教育費充当と指定	在籍者数	部門数			
			研究費充当と指定	大学等の教員数	高等機関部門数			
			指定なし	部門数				
		経常費等補助金		共通利用施設補助	収容定員数			
		付随事業収入		バス、食堂、購買部等	利用者数	在籍者数	部門数	
		雑収入	その他の雑収入		事業収入予算	経常収入予算		
		受取利息・配当金			事業収入予算	経常収入予算	在籍者数	
		その他の教育活動外収入	収益事業収入		部門数			
		資産売却差額			収容定員数	対象資産実績		
		その他の特別収入	施設設備寄付金		収容定員数			
	施設設備補助金			収容定員数				
支出項目	人件費	教員人件費	本務者	授業時間	従事時間(日数)			
		職員人件費	本務者	従事時間(日数)				
		退職金		(退職時部門)	(在職部門)			
	教育研究経費	消耗品費			在籍者数	収容定員数		
		光熱水費			面積	収容定員数	在籍者数	
					計量基準			
		旅費交通費			在籍者数			
		福利費			在籍者数	利用者数		
		通信費			在籍者数	収容定員数		
		印刷製本費			在籍者数	収容定員数		
		修繕費			面積	収容定員数		
		損害保険料	火災保険、警備費	面積	収容定員数			
		報酬手数料	清掃費用・剪定費用	面積				
		...						
		減価償却額		面積	使用時間	収容定員数		
			車輛	走行距離				
			ソフトウェア	使用PC数				
			雑費		在籍者数	収容定員数		
		管理経費	消耗品費			職員数		
			光熱水費			面積		
	旅費交通費				職員数			
	福利費				職員数			
	通信費				職員数			
	印刷製本費				職員数			
	修繕費				面積			
	損害保険料		火災保険、警備費	面積				
	公租公課		消費税	事業収入(予算)	事業支出(予算)			
	報酬手数料		清掃費用	面積				
			監査報酬	事業収入(予算)	事業支出(予算)			
			顧問弁護士費用等	部門数				
			学納金等管理ソフト					
			賃借料		面積	利用者数		
			広報費		部門数			
			募集費		募集人数			
			...					
			減価償却額		面積	使用時間		
			車輛	走行距離				
		ソフトウェア	使用PC数					
		雑費						
	借入金等利息		施設設備関係	面積	対象資産借入実績			
			運転資金	部門	収容定員数	事業支出(予算)		
				借入金実績				
	資産処分差額			収容定員数	対象資産実績			

(資料1)

(注) 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができるため、一般的な費目を前提に配分基準の例を参考として示したものである。小科目に追加する科目は、形態別分類による科目でなければならないが、形態別分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについてはこの限りでないとしているため、機能別分類による場合もある。また、特定の取引(会計事象)をどのように処理するかについても各学校法人で様々である(例えば、募集要項の作成を「印刷製本費」で処理する場合もあれば、「広報費」で処理する場合もある)。配分基準は、会計事象の実態に応じた合理的な基準を用いることが有用と考えられる。

2. 附属病院の取扱いについて(参考資料2)

医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合の新配分基準の検討に当たり、本ワーキンググループは、学校法人、関係団体及び病院関係者のヒアリングを実施した。

医学部・歯学部と附属病院の業務を兼務する場合の person 費を勤務実態に応じて配分することについて、関係団体からは「医学部・歯学部における教育研究活動と附属病院における診療活動を切り分けて勤務実態を把握することは困難」との意見が出された。

また、一般社団法人日本私立医科大学協会からは、「医学部と附属病院の活動が一体的である実態等に鑑み、社会に開示するセグメント情報としては、医学部と附属病院を併せて表示すべき」とする意見書(参考資料3)が提出された。

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」では、セグメント区分として「病院」を設定することとしているが、上記のヒアリングの結果や意見書を踏まえれば、医学部・歯学部の附属病院については、セグメント区分「病院」とセグメント区分「大学」に分けるのではなく、セグメント区分「大学」から医学部・歯学部を抜き出した上で、附属病院と合わせて一つのセグメント区分(「うち、医学部等及び附属病院」とし、セグメント区分「大学」の内数として位置付けることが適当である。なお、例えば看護学部・薬学部のような医学部・歯学部以外の学部も当該附属病院と一体的に活動している場合は、当該学部についても、セグメント区分「大学」から抜き出した上で、セグメント区分「うち、医学部等及び附属病院」に含めることとする。また、セグメント区分「うち、医学部等及び附属病院」については、当該セグメント区分に含まれる学部及び附属病院の名称を注記することとする。

病院のうち附属病院の取扱いについては上記のとおりであるが、本ワーキンググループにおいては、経済の実態をより正確に把握するためには、附属病院についてもセグメント区分「大学」とは別のセグメント区分とすることが適当であり、この点について、今後の課題とすべきとの意見もあったところである。

また、医学部・歯学部を設置していない大学が、学部と一体的に活動する病院を有している場合は、医学部・歯学部と附属病院の取扱いに準じて、セグメント区分「大学」から当該学部を抜き出した上で、当該病院と合わせて一つのセグメント区分(「うち、(何)学部等及び病院」とし、セグメント区分「大学」の内数として位置付けることが適当である。セグメント区分「うち、(何)学部等及び病院」については、当該セグメント区分に含まれる学部及び病院の名称を注記することとする。

Ⅲ. 注記の記載例

セグメント情報には、以下のような注記を記載するものとする。

科目	部門	(何) 大学		(何) 短期大学	病院	その他	合計
			うち、医学部等 及び附属病院				
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△
当年度収支差額							

- (注) 1. セグメント情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別)の収支情報内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。
2. 「うち、医学部等及び附属病院」には、医学部及び歯学部並びにこれらの学部と一体的に取り扱う〇〇附属病院を含んでいる。「病院」には、上記以外の●●病院及び▼▼病院を含んでいる。「その他」には学校法人部門のほか、◆◆部門及び△△研究所を含んでいる。
3. (令和7年4月1日から令和9年3月31日までの記載例) 収入及び支出の各セグメント区分への配分基準は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」に基づく配分基準を採用している。
- (令和9年4月1日以降の記載例) 収入及び支出の各セグメント区分への配分基準は、令和7年 月 日付文部科学省高等教育局通知に基づく配分基準を採用している。

終わりに

本ワーキンググループは、私立学校の特性を踏まえつつ、新配分基準その他の事項を検討することを目的に、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」の下に設置された。ワーキンググループでは、令和6年3月から12月にかけて精力的に検討した。

検討に当たっては、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」の求めに応じ、学校法人の実務や実情を踏まえた検討とするため、各委員の知見を生かして審議するとともに、学校法人や学校団体の関係者からヒアリングを行った。

ヒアリングでは、セグメント情報の作成に係る負担への懸念が寄せられたが、「資金収支内訳表の部門別計上及び配分について」に基づく現行の会計処理は、その大部分が経済の実態を適切に表していることが確認されたため、新配分基準は、これまでの取扱いから大きく変えてはいない。人件費については、勤務実態に応じて配分することとしたが、これについても、現行の人件費支出内訳表を組み替えることで十分に対応可能である。このため、全体として、セグメント情報の作成に大きな負担は生じないと考えられる。

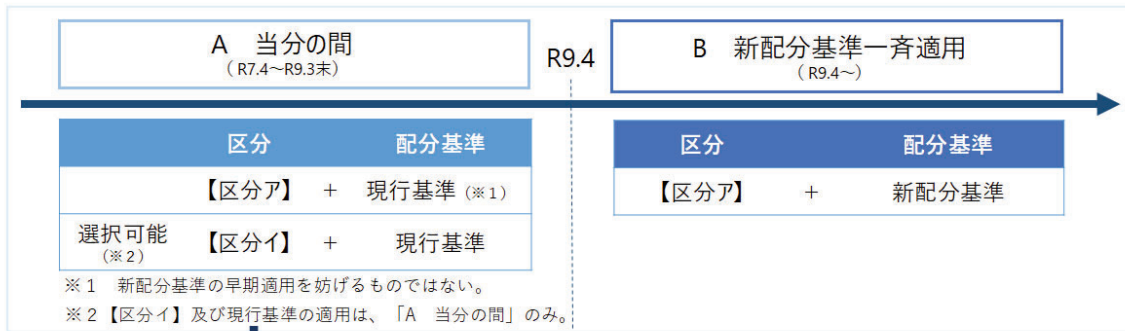
各学校法人においては、単に従前の会計処理を継続するのではなく、これまでの配分方法が適切であったかどうかを改めて確認の上、セグメント情報を作成いただきたい。

最後に、今般の私立学校法及び学校法人会計基準の改正を踏まえれば、ステークホルダーに対する情報開示は、学校法人がそれぞれの経営方針に鑑み、計算書類のみならず事業報告書その他の媒体を通じて総合的かつ積極的に行われるべきものである。18歳人口の減少など学校法人の経営を取り巻く厳しい状況は今後も続くが、各学校法人の創意工夫による情報開示によってステークホルダーの学校法人に対する理解が深まることにより、社会における私立学校の存在意義が高まり、ひいては私立学校の振興につながることを期待したい。

(参考資料 1)

新配分基準の適用時期等について (p.6)

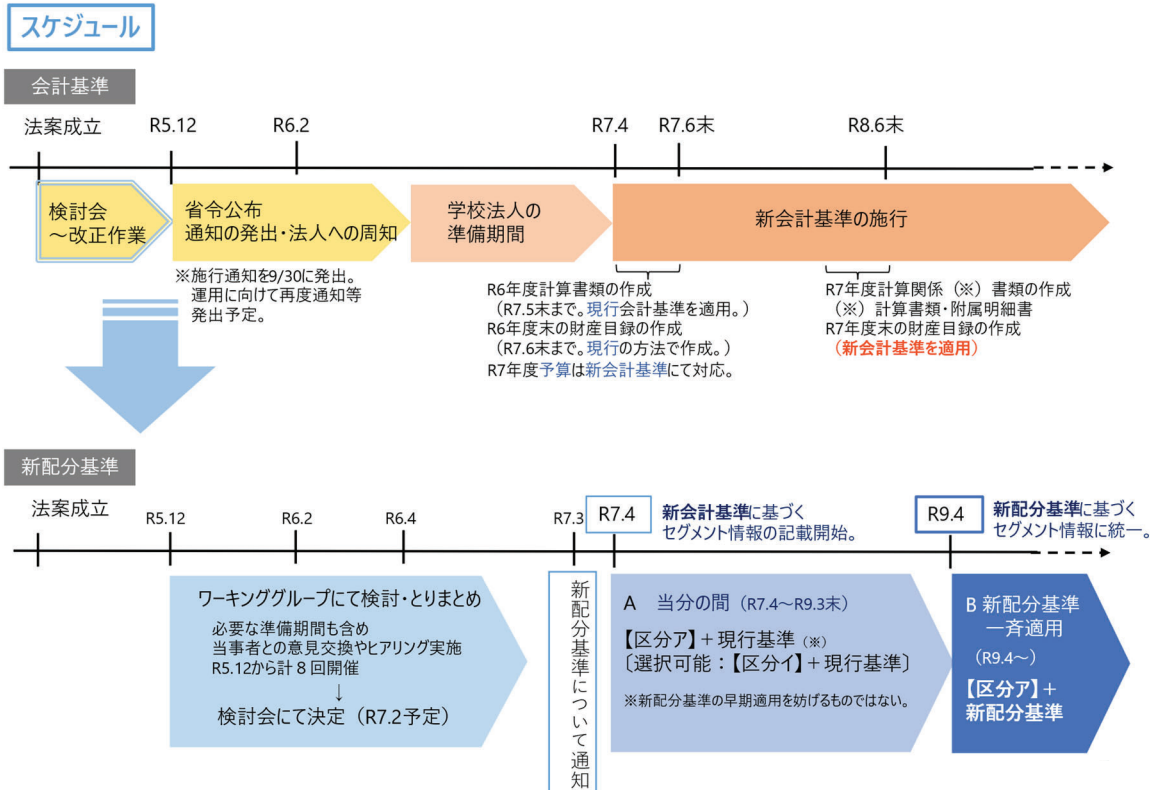
➤ 新配分基準の適用時期及び区分は、以下のとおりとする。



【区分ア】								【区分イ】						
科目	部門	(例) 大学	(例) 短期大学	(例) 高等専門学校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	病院	その他	合計	科目	部門	大学・短大・高専	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	その他	合計
教育活動収入計									教育活動収入計					
教育活動支出計									教育活動支出計					
教育活動収支差額									教育活動収支差額					
教育活動外収支差額									教育活動外収支差額					
経常収支収支差額									経常収支収支差額					
特別収支差額									特別収支差額					
基本金繰入前当年度収支差額									基本金繰入前当年度収支差額					
基本金繰入額合計	△	△	△	△	△	△	△	△	基本金繰入額合計	△	△	△	△	△
当年度収支差額									当年度収支差額					

* 表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる。
 例：設置学校が1つの大学の場合、幼稚園と保育所の場合や、高等学校と中学校の場合で、これらを一括して1つのセグメントとした場合

学校法人会計基準改正と新配分基準の適用のスケジュール



(参考資料2)

1. 医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合

- ・医歯学部及び附属病院については、一体的に取り扱い、「うち、医学部等及び附属病院」というセグメントとして「大学」の中の内数として位置付ける。
- ・この場合、「うち、医学部等及び附属病院」に含まれる学部及び附属病院を注記する。
- ・附属病院以外の病院について、「うち、医学部等及び附属病院」とは切り分けて「病院」のセグメントを別途設ける。

部門 科目	(何) 大学		(何) 短期大学		病院	その他	合計
		うち、医学部等 及び附属病院					
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計	△	△	△		△	△	△
当年度収支差額							

(注) 「うち、医学部等及び附属病院」には、医学部及び歯学部並びにこれらの学部と一体的に取り扱う〇〇附属病院を含んでいる。
「病院」には、上記以外の◇◇病院を含んでいる。

2. 医学部・歯学部を設置していない大学が、学部と一体的に活動する病院を有している場合

- ・医歯学部を持たないが病院を設置している場合は、原則として、「病院」を「大学」と切り分ける。
- ・ただし、実態に鑑み、附属病院と同様に学部と一体的に取り扱うべき場合には、附属病院に準じてセグメントを設け、「大学」の中の内数として位置付ける。この場合、「うち、(何) 学部等及び病院」に含まれる学部及び病院について注記することとする。
- ・「(何) 学部等及び病院」に含まれる病院以外の病院については、「うち、(何) 学部等及び病院」とは切り分けて「病院」のセグメントを別途設ける。

部門 科目	(何) 大学		(何) 短期大学		病院	その他	合計
		うち、(何) 学部 等及び病院					
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計	△	△	△		△	△	△
当年度収支差額							

(注) 「うち、(何) 学部等及び病院」には、(何) 学部及びこの学部と一体的に取り扱う△△病院を含んでいる。
「病院」には、上記以外の◇◇病院を含んでいる。

令和6年11月11日

文部科学省

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ 御中

一般社団法人 日本私立医科大学協会

学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準に関する提案

平素より本協会活動に格別のご高配をいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴省「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」においてセグメント情報に関する検討が行われておりますが、本協会より下記の通り提案致したいと存じております。

記

(提案)

セグメントの区分について、「大学」と「病院」ではなく、「大学（医学部を除く）」と「医学部・病院」とすべき。

(提案理由)

1. 「附属病院は、附属施設の中でも財務規模が大きく、活動に診療行為を含みステークホルダーの範囲に特徴がある」と検討会報告書で指摘されている一方で、附属病院は、附属病院における実習や診療行為を通じた教育や研究に必要不可欠な場・機能を有しており、医学部と附属病院の活動は一体的なものである。
2. 教育研究活動と診療活動が一体的に行われているというその活動の実態を踏まえると、どのような方法によっても、教育研究活動と診療活動の区分は無理やりなものにならざるを得ない。

例えば、法人単体では本来一体不可分の「診療業務を基礎として行われる教育業務」を医学部、附属病院のいずれの人件費とするかで、医学部および附属病院の経営状況が実際に比べ良好または不芳に表示されてしまうことが懸念される。また、

WGでは病院における人件費の配分基準について「高い精度を追求するものではない」としているが、配分基準に相応の「幅」を設けることで基準が一致せず、複数法人の比較という観点からも医学部と附属病院の関係や配分基準の内容についてよく知らないステークホルダーが、一方の数値のみを見て予期せぬ誤解をするおそれもあり、「ステークホルダーに実態を開示する」趣旨にも合致していないと考える。

3. 以上を踏まえると、経済実態をより適切に表すには、現状の実態を踏まえ、医学部と附属病院を同一の区分として表示することが適切と考える。
4. なお、本提案は、医学部受験を希望する学生・保護者にとって、入学する医学部と教育研究の場として深くかかわる附属病院について総合的な状況を理解することができるなど、ステークホルダーへの情報開示という観点からも、より適切なものとする。

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループについて

令和 5 年 5 月 1 8 日

令和 6 年 2 月 1 日一部改正

令和 6 年 3 月 2 1 日一部改正

高等教育局長決定

1. 目的

令和 5 年 5 月の私立学校法改正に伴い、学校法人会計基準を私立学校法に位置づけたことから、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において会計基準の改正内容を検討し、報告書を取りまとめた。当該報告書において、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討が別途必要であるとされているほか、継続的な議論が必要とされている論点が記載されている。

これらを踏まえ、私立学校の特性を踏まえつつ、セグメントの配分基準及びその他検討が必要な事項を検討することを目的に、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会について」（令和 5 年 5 月 1 8 日 令和 6 年 2 月 1 日一部改正 令和 6 年 3 月 2 1 日一部改正高等教育局長決定）3.（3）に基づき、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」の下に、ワーキンググループ（「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」と称する。）を設ける。

2. 検討事項

- (ア) セグメント情報における配分基準（「経済実態をより適切に表す配分基準」）
- (イ) その他検討が必要な事項

3. 実施方法

- (ア) 別紙の有識者の協力を得て、上記 2 に掲げる事項について検討を行う。
- (イ) 必要に応じ、別紙有識者以外の者にも協力を求める。

4. 実施期間

この検討会の実施期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
必要に応じて実施期間を延長するものとする。

5. 議事の取扱い

有識者による率直かつ自由な意見交換を確保する必要があることから、会議は非公開とする。なお、議事については議事概要及び資料を文部科学省 Web サイトに掲載する。

6. その他

この検討会に関する庶務は、高等教育局私学部参事官付において行う。

**学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ
委員名簿**

- 飯田 英貴 (慶應義塾 財務部長)
- 稲垣 正人 (日本公認会計士協会常務理事)
- 佐野 慶子 (公認会計士)
- 須賀 晃一 (学校法人早稲田大学 副総長)
- 菅原 貴史 (学校法人文化学園学園本部経理部長)
- 南 浩司 (日本私立学校振興・共済事業団 私学情報室長)
- 村松 直樹 (帝京大学 企画・管理局長)

(参考資料6)

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ 審議経過

第1回(令和6年3月13日16:00~18:00)

- ・学校法人会計基準の在り方に関する検討会におけるセグメント情報に関する議論の共有
- ・現行会計基準・他法人との相違点の共有
- ・セグメント情報における配分基準に関する論点の整理 等

第2回(令和6年4月10日14:00~16:00)

- ・(前回までの議論を受けて)セグメント情報における配分基準に関する論点の整理(主に人件費、共通経費)

第3回(令和6年5月29日14:00~16:00)

- ・(前回までの議論を受けて)セグメント情報における配分基準に関する論点の整理(主に病院)

第4回(令和6年7月17日15:00~18:20)

- ・セグメント情報における配分基準(たたき台)の作成
- ・「経済実態をより適切に表す配分基準」の導入に向けた準備期間の整理
- ・各私立学校関係団体へのヒアリングの実施の検討 等

第5回(令和6年9月2日15:00~18:00)

- ・セグメント情報における配分基準(たたき台)に対する各私立学校関係団体への集中ヒアリング

第6回(令和6年10月2日15:00~17:15)

- ・セグメント情報における配分基準の検討(主に附属病院人件費、学校法人部門)

第7回(令和6年11月13日15:00~17:30)

- ・セグメント情報における配分基準の検討(主に附属病院人件費、学校法人部門)

第8回(令和6年12月18日15:00~17:00)

- ・セグメント情報における配分基準にとりまとめ案の作成

【概要】 セグメント情報における配分基準

◇学校法人会計基準の改正（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）

- ・ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする会計基準として、私立学校法に位置付けられた。
- ・計算書類の注記事項として、セグメント※情報の記載を規定。（新会計基準40⑧）

※セグメント：学校法人を構成する一定の単位

◇セグメント情報における配分基準

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」が取りまとめた報告書（令和6年1月31日）において、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済の実態をより適切に表す配分基準」（新配分基準）の検討が必要であるとされた。



「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」を設置。

➡ 私立学校の特性や現場の実態を踏まえつつ、新配分基準を検討。

<主な検討事項>

- ① 収支項目の配分について
（特に、医歯学部と附属病院の業務を兼務する場合の人件費の取扱い）
- ② 「学校法人部門」の定義等について
（文言の見直し、セグメントの立て方）
- ③ 新配分基準の適用時期等について

現行の「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）の**各部門への計上及び配分の考え方の妥当性は基本的には変わらない**。ただし、複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費については、以下のとおりとする。

1. 配分計算の単位

合理的な範囲で各学校法人が選択するものとするのが適当。

2. 収入項目の配分

寄付金、経常費等補助金、付随事業収入その他の収入項目は、受取理由、使途等を勘案して配分。

3. 支出項目の配分

(1) 共通経費

特定のセグメント区分に帰属させるべきケースは、各学校法人が運営実態に基づき合理的な配分基準を設定。

(2) 複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費

複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費について、現行の「発令基準」に基づく処理が必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもある。このようなケースでは、発令基準に比して「**経済の実態をより適切に表す**」と合理的に説明できる配分基準（**各セグメント区分の業務の範囲を定義し、業務に従事する時間や兼務割合など勤務実態を反映した基準**）に基づき配分

勤務実態の把握方法：過年度や過去の一定期間の実績値を用いるなど合理的に説明できる方法

ただし、以下の例のように、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、勤務実態の把握は不要。

(例1) 教職員が役員を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「学校法人部門」の役員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。

(例2) 大学と短期大学を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「短期大学」の教職員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。

1. 医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合

医学部・歯学部の附属病院のセグメント区分については、「病院」と「大学」に分けるのではなく、「大学」から医学部・歯学部を抜き出した上で、附属病院と合わせて一つのセグメント区分（「うち、医学部等及び附属病院」）とし、「大学」の内数として位置付ける。

科目	部門	(何) 大学		(何) 短期大学	病院	その他	合計
			うち、医学部等 及び附属病院				
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計	△	△	△		△	△	△
当年度収支差額							

※なお、例えば看護学部・薬学部のような医学部・歯学部以外の学部も当該附属病院と一体的に活動している場合は、当該学部についても、「大学」から抜き出した上で、「うち、医学部等及び附属病院」に含める。

※「うち、医学部等及び附属病院」については、当該セグメント区分に含まれる学部及び附属病院の名称を注記する。

2. 医学部・歯学部を設置していない大学が、学部と一体的に活動する病院を有している場合

医学部・歯学部と附属病院の取扱いに準じて、「大学」から当該学部を抜き出した上で、当該病院と合わせて一つのセグメント区分（「うち、(何) 学部等及び病院」）とし、「大学」の内数として位置付ける。

科目	部門	(何) 大学		(何) 短期大学	病院	その他	合計
			うち、(何) 学部 等及び病院				
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計	△	△	△		△	△	△
当年度収支差額					-3-		

※「うち、(何) 学部等及び病院」については、当該セグメント区分に含まれる学部及び病院の名称を注記する。

「学校法人部門」の定義等について (p.4-5)

1. 「その他」に含まれる「学校法人部門」の業務は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日 文管企第250号 文部省管理局通知）に示されているが、社会状況の変化を踏まえた適切な文言に見直し。
2. 「その他」に含まれるものが「学校法人部門」のみの場合、セグメント区分の名称を「学校法人部門」とすることができる。

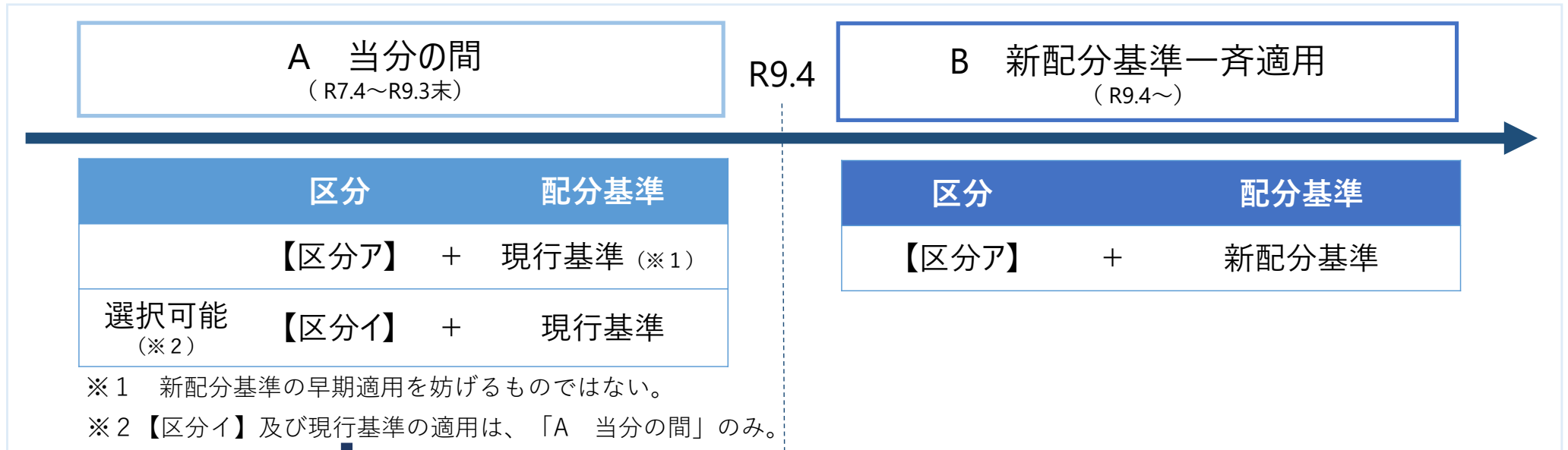
「学校法人部門」の業務の範囲（新旧対照表）

新	旧
ア 理事会及び評議員会等の 運営 に関すること	ア 理事会及び評議員会等の 庶務 に関すること
イ 役員等の 活動全般 に関すること	イ 役員等の 庶務 に関すること
ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること	ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
エ 法人主催の 事業 及び会議に関すること	エ 法人主催の 行事 及び会議に関すること
オ 土地の取得又は処分に関すること (他の部門の所掌に属するものを除く。)	オ 土地の取得又は処分に関すること (他の部門の所掌に属するものを除く。)
カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の 策定及び管理 に関すること	カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の 策定事務 に関すること
キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること	キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること	ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること	ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

3. セグメント区分の「その他」に含まれるものとして提案された「学校法人共通」に係る収支については、各部門に配分する、上記の「ケ」に該当する収支として「学校法人部門」に配分することが実務上適切と考えられるため、これを設けない。

新配分基準の適用時期等について (p.6)

➤ 新配分基準の適用時期及び区分は、以下のとおりとする。



【区分ア】

科目	部門						合計
	(何) 大学	(何) 短期大学	(何) 高等専門学校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	病院	その他	
教育活動収入計							
教育活動支出計							
教育活動収支差額							
教育活動外収支差額							
経常収支収支差額							
特別収支差額							
基本金組入前当年度収支差額							
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額							

【区分イ】

科目	部門			合計
	大学・短大・高専	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	その他	
教育活動収入計				
教育活動支出計				
教育活動収支差額				
教育活動外収支差額				
経常収支収支差額				
特別収支差額				
基本金組入前当年度収支差額				
基本金組入額合計	△	△	△	△
当年度収支差額				

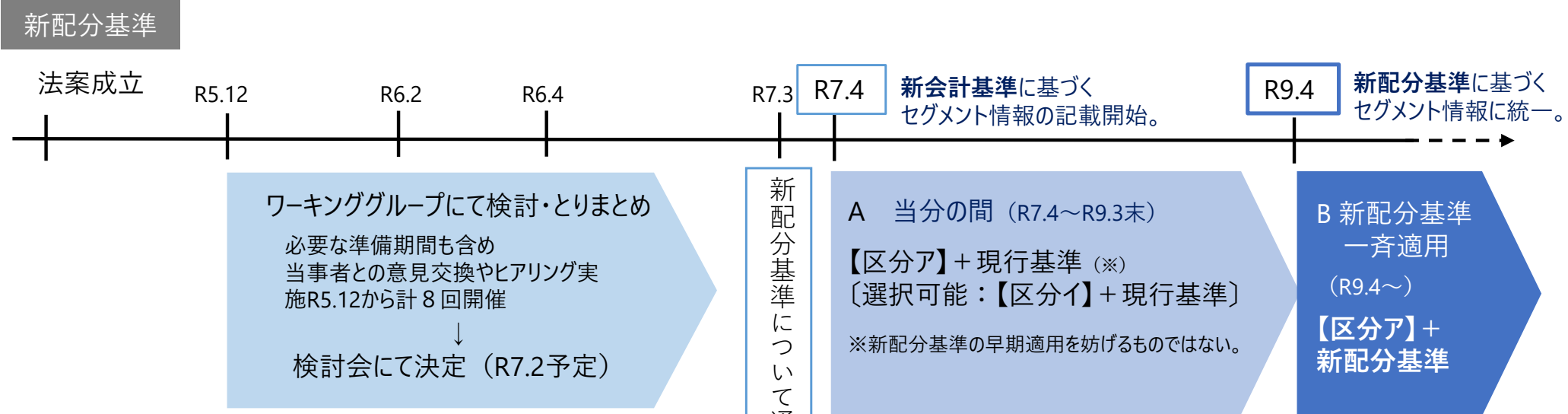
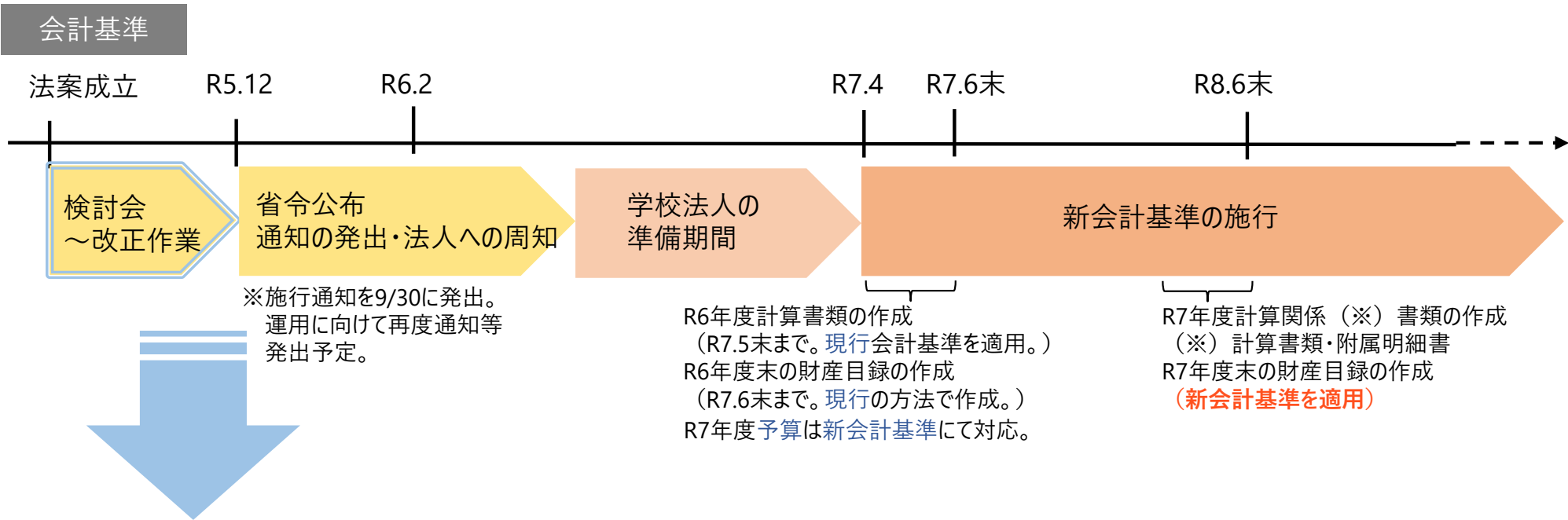
* 表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる。

例：設置学校が1つの大学の場合。

幼稚園と保育所の場合や、高等学校と中学校の場合で、これらを一括して1つのセグメントとした場合

学校法人会計基準改正と新配分基準の適用のスケジュール

スケジュール



学校法人会計基準に関する今後の検討課題について

1. 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書（令和6年1月31日学校法人会計基準の在り方に関する検討会）」に「ステークホルダーのニーズに応える会計情報の開示の在り方や学校法人の説明責任の在り方については、幅広い継続的な議論が必要である。中でも優先度が高い事項については速やかに検討を開始することが適当である。」（35頁 第4 2）とされ、その内、以下については、学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループで検討し、結論を得た。

- セグメント情報における配分基準（経済の実態をより適切に表す配分基準）
- セグメント情報における例外的な配分基準の取扱い

2. 以下に列挙する残りの論点については、文部科学省において論点の優先順位や進め方等を整理したうえで、検討を進める。

- セグメント情報における貸借対照表項目や収益事業の開示の在り方
- 事業活動収支計算書の様式（経年比較）
- 子法人・出資による会社情報の開示の在り方
- 計算関係書類及び財産目録の簡略化 等